

原議保存期間	1年（令和9年3月31日まで）
有効期間	二種（令和9年3月31日まで）

警 視 庁 警 備 部 長 殿
 関 係 道 府 県 警 察 本 部 長
 （参考送付先）

警 察 庁 丁 備 一 発 第 1 3 6 号
 令 和 7 年 7 月 2 4 日
 警察庁警備局警備運用部警備第一課長

関係管区警察局広域調整担当部長
 関係管区警察局情報通信部長
 四国警察支局情報通信部長
 東京都警察情報通信部長
 北海道警察情報通信部長
 関係府県（方面）情報通信部長

雑踏警備におけるウェアラブルカメラ導入に関するモデル事業の実施について（通達）

「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」（令和5年7月3日付け警察庁乙官発第4号ほか別添）において、組織運営として、有限であるリソースを一層効果的に活用するための取組が不可欠であるとされているところ、そのためには、先端技術を積極的に活用・導入し、警察活動の高度化・合理化を推進していくことが急務である。

この点、雑踏警備における現場指揮については、「適切な雑踏警備の実施について」（令和5年12月12日付け警察庁丙備一発第41号）において情報通信部門等と緊密に連携した上で、リアルタイムの映像を確認しながら、的確に指揮を行うこととされている。

こうした中、ウェアラブルカメラは、可搬性に優れ、最前線の状況をリアルタイムに伝送することができるほか、頭部又は胸部に装着したまま撮影できるため、撮影中であっても撮影者である警察官が両手を空けることが可能となることから、円滑な職務執行の観点からも有用性が高いと考えられる一方で、雑踏警備におけるウェアラブルカメラの運用実績が乏しく、その有用性・効率性等について検証する必要がある。

そこで、「ウェアラブルカメラ導入に関するモデル事業運用要領」（別添1）に基づき、都道府県警察においてモデル事業を実施することとしたので、モデル事業実施都道府県警察にあつては、「雑踏警備におけるウェアラブルカメラ活用に関する規程（案）」（別添2）を参考として必要な規程を設けた上でモデル事業に取り組まれない。

なお、本通達については、長官官房通信基盤課と協議済みである。

ウェアラブルカメラ導入に関するモデル事業運用要領

1 概要

(1) 目的

本要領は、祭礼、初詣、花火大会等における雑踏事故を防止するための雑踏警備におけるウェアラブルカメラ導入に関するモデル事業（以下「モデル事業」という。）において使用するウェアラブルカメラ（頭部又は胸部に装着し、リアルタイムで映像を伝送するカメラをいう。以下同じ。）及びウェアラブルカメラを運用するために使用する機器（以下これらを合わせて「ウェアラブルカメラ等」という。）の運用方法等、モデル事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(2) 実施期間

1 年間

(3) モデル事業を実施する都道府県警察

北海道警察、岩手県警察、警視庁、神奈川県警察、石川県警察、大阪府警察、広島県警察、香川県警察及び鹿児島県警察（以下「モデル事業実施警察」という。）

2 用語の定義

本運用要領における用語の意義は、「高度警察情報通信基盤システム運用要領」（令和4年4月1日付け警察庁丙通基発第1号ほか別添）及び「高度警察情報通信基盤システム運用細則」（令和6年5月23日付け警察庁丁通基発第91号ほか別添）における用語の例による。

3 情報セキュリティ

- (1) ウェアラブルカメラ等には、データ端末を除き、本モデル事業の実施に当たり配布した機器以外の機器を接続しないこと。
- (2) ウェアラブルカメラの情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）等、警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。
- (3) ウェアラブルカメラにおいて取り扱うことのできる「警察における情報セキュリティに関する対策基準について」（令和5年9月28日付け警察庁丙技企発第61号ほか）第1の2(1)に規定する管理対象情報の分類については次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
ウェアラブルカメラ	2（中）	2（高）	2（高）

4 遵守事項

モデル事業の実施に当たっては、以下の事項を遵守すること。

- ・ モデル事業の適正かつ円滑な実施を図るために必要となる、警察本部及び警察署における運用体制を構築し、警察本部に総括運用管理者を置くとともに、それぞれ

に運用管理者を置くこと

- ・ モデル事業におけるウェアラブルカメラによる撮影は、雑踏警備に際して適切な指揮を行う目的においてのみ実施することとし、雑踏警備以外の業務においてウェアラブルカメラを活用しないこと
- ・ モデル事業を実施する雑踏警備を選定する際には、対象とする雑踏警備やウェアラブルカメラの装着方法等について、事前に警察庁と協議すること
- ・ ウェアラブルカメラは都道府県情報通信部機動通信課（以下「機動通信課」という。）が物品管理をすることとなるため、使用に際しては、機動通信課と借用する機器の数量、期間等について事前調整を行うこと
- ・ 雑踏警備においてウェアラブルカメラで撮影を行う趣旨等については、住民や行事参加者の理解が得られるよう、あらかじめウェブサイトに掲載するなどの方法により広報すること
- ・ ウェアラブルカメラで撮影した映像データは原則として外部記録媒体に保存しないこと
- ・ 当該映像データの外部記録媒体への保存及び提供は、個人情報の目的外利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第1項）に当たり、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項に基づく捜査関係事項照会の手続を経た上で、犯罪の立証上利用する場合に限り、例外的に認められる点に留意すること
- ・ 当該映像データは、各モデル事業実施警察が定める手続に即して、適切に管理すること
- ・ 警察庁に対し、ウェアラブルカメラの活用結果についてはモデル事業を実施した雑踏警備の実施日から2週間以内に、映像データの保存・提供件数については半年ごとに、それぞれ報告すること
- ・ 警視総監又は道府県警察本部長に対し、ウェアラブルカメラの活用状況及び映像データの保存・提供件数について、四半期ごとに報告すること
- ・ 都道府県公安委員会に対し、ウェアラブルカメラの活用状況及び映像データの保存・提供件数について、半年ごとに報告すること

5 モデル規程

モデル事業の実施に当たり、モデル事業実施警察は別添2のモデル規程を参考に、必要な内部規程を定めること。また、内部規程には、上記4に掲げる遵守事項を明記すること。

6 その他

モデル事業の運用に関し、疑義等が生じた場合には、速やかに警察庁担当者に連絡すること。特に、モデル事業実施中、ウェアラブルカメラの使用に関し、特異事項が発生した際は、警察庁担当者に即報すること。

雑踏警備におけるウェアラブルカメラ活用に関する規程（案）

1 目的

本規程は、祭礼、初詣、花火大会等における雑踏事故を防止するための雑踏警備におけるウェアラブルカメラ導入に関するモデル事業（以下「モデル事業」という。）で使用するウェアラブルカメラ（モデル事業において、頭部又は胸部に装着し、リアルタイムで映像を伝送する機器をいう。以下同じ。）及びウェアラブルカメラを運用するために使用する機器（以下これらを合わせて「ウェアラブルカメラ等」という。）の利用に関し、基本的な事項を定めることにより、モデル事業の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本規程における用語の意義は、「高度警察情報通信基盤システム運用要領」（令和4年4月1日付け警察庁丙通基発第1号ほか別添）及び「高度警察情報通信基盤システム運用細則」（令和6年5月23日付け警察庁丁通基発第91号ほか別添）における用語の例による。

3 運用体制

(1) 警察本部

- ア 警視庁及び道府県警察本部（以下「警察本部」という。）に総括運用管理者を置き、雑踏警備業務を担当する部の長をもって充てる。
- イ 総括運用管理者は、モデル事業の運用に係る事務を総括する。
- ウ 警察本部に本部運用管理者を置き、警察本部において雑踏警備業務を担当する所属の長をもって充てる。
- エ 本部運用管理者は、モデル事業の適正かつ円滑な運用を行うための指導、調整、撮影した映像データの適正な取扱いに関する事項その他必要な事務を行う。
- オ 本部運用管理者は、エの任務を遂行するに当たり、警察本部における本部運用主任者を指定し、その任務を補佐させるものとする。
- カ 本部運用管理者は、警察本部における本部運用担当者を指定し、ウェアラブルカメラ等及び映像データの管理に関する事務を行わせるものとする。

(2) 警察署

- ア 雑踏警備の開催地を管轄する警察署に警察署運用管理者を置き、警察署長をもって充てる。
- イ 警察署運用管理者は、本部運用管理者の指導及び調整の下、警察署におけるモデル事業の適正かつ円滑な運用を行うための指導、調整その他必要な事項を行う。
- ウ 警察署運用管理者は、イの任務を遂行するに当たり、警察署において雑踏警備業務を担当する課の長を警察署における警察署運用主任者として指定し、その任

務を補佐させるものとする。

エ 警察署運用管理者は、警察署における警察署運用担当者を指定し、ウェアラブルカメラ等の管理に関する事項を行わせるものとする。

4 遵守事項

(1) モデル事業における撮影の目的

モデル事業におけるウェアラブルカメラによる撮影は、雑踏警備に際して適切な指揮を行う目的においてのみ実施することとし、雑踏警備以外の業務においてウェアラブルカメラを活用してはならない。

(2) ウェアラブルカメラ等の管理

本部運用管理者及び警察署運用管理者は、本部運用担当者又は警察署運用担当者をして、都道府県情報通信部機動通信課（以下「機動通信課」という。）から借用したウェアラブルカメラ等の物品の紛失、盗難等を防止するため、施錠設備が備え付けられたロッカーに保管する、ウェアラブルカメラの出納状況を記録するなど必要な措置を講じる。

5 モデル事業の実施に当たっての細目及び留意事項

(1) 準備

ア 他部門等との調整

(ア) 総括運用管理者は、警察庁と協議した上で、モデル事業を行う雑踏警備を決定し、警察庁に報告する。

(イ) 本部運用管理者は、以下の事項について、機動通信課及び●●課（各県において、システム利用管理者の所属を調査して記載）と事前に調整を行う。

- ウェアラブルカメラ等を接続するデータ端末への接続機器設定
- 映像伝送機能を利用するために必要な手続
- 十分な同時映像送信数の確保
- 複数の所属の警察官が雑踏警備に従事する場合に、複数の所属に映像視聴権限を付与するための措置及び複数の所属に対し、映像伝送承認を行うための措置

イ 警備計画の作成

(ア) 本部運用管理者又は警察署運用管理者（以下「運用管理者」という。）は、以下の点等を考慮した上で、ウェアラブルカメラの具体的な活用方策も含めた警備計画を作成し、総括運用管理者に報告する。

- 運用管理者から、モデル事業を実施する雑踏警備に関して警察本部に設置された雑踏警備指揮本部、警察署に設置された雑踏警備実施本部又は現地指揮本部で指揮官として勤務する者（以下「指揮官」という。）及び雑踏警備においてウェアラブルカメラ等を装着して撮影を行う者（以下「撮影者」という。）に対して行う指導の内容
- 指揮官が撮影者に対して行う指示の内容
- 映像送信上限数

- ウェアラブルカメラ等を装着した者の配置場所・役割
- 伝送された映像を閲覧する者及びその任務場所
- 撮影予定時間を勘案した、予備のデータ端末又はモバイルバッテリーの携行要否

(イ) 総括運用管理者は、(ア)の警備計画について警察庁に報告する。

ウ 事前の周知

モデル事業を実施する雑踏警備を初めて選定する際は、警察庁と協議した上で、以下の点も含め、当該雑踏警備においてウェアラブルカメラによる撮影を行う旨をウェブサイトに掲載するなどの方法により広報するものとする。また、以降新たにモデル事業を実施する雑踏警備を選定した場合には、その旨をウェブサイト等に追記して周知するものとする。

- モデル事業の目的は、雑踏警備における指揮への活用であること
- 撮影場所及び撮影方法
- 撮影した映像データが一定期間後に自動削除されること
- 違法行為が撮影された場合に限り、その映像データを保存する場合があります、その場合には、法令に基づき適正な方法で行うこと
- 本規程の内容

エ ウェアラブルカメラ等の準備

(ア) 本部運用管理者は、機動通信課から借用する数量及び期間について事前に調整し、ウェアラブルカメラ等を借り受ける。

(イ) 本部運用管理者は、撮影者に対し、機動通信課から借用したウェアラブルカメラ等を配布する。

なお、撮影者が警察署に所属している場合には、警察署運用管理者を経由して配布する。

オ 事前の指導・指示

(ア) 運用管理者は、指揮官及び撮影者に対し、ウェアラブルカメラ等を適切に使用するために必要な指導を行う。

(イ) 指揮官は、撮影者に対し、映像の送信方法について事前に十分な説明を行うとともに、撮影方法、配置場所及び撮影者の役割について指示を行う。

なお、指揮官の指示については、撮影の開始及び終了について撮影者が的確に判断することができるよう、以下の例のように明確かつ包括的に行うことを原則とする。

- 現場配置につき次第撮影を開始し、雑踏警備の終了をもって撮影を終了すること
- ●時●分から●分ごとに撮影を開始し、定時報告が終了次第撮影を終了すること
- 雑踏事故等の事象があり、指揮官から現場臨場の指示があった場合に、臨場次第撮影を開始し、対応終了次第撮影を終了すること（事象発生時にのみウェアラブルカメラによる撮影を行うこととする。）

(2) 実施

ア 映像の撮影

(ア) 撮影者は、ウェアラブルカメラ等をデータ端末と接続した上で、頭部又は胸部に装着する。

ウェアラブルカメラ等の装着に当たっては、以下の点に留意する。

- 撮影を行っていることを外形的に認識できる場所に取り付けること
- 撮影を行っていることを外形的に認識することが難しい機種を使用する場合や、装着状況を視認することが難しい暗がり等の場所で撮影を行う場合には、腕章の着用その他の方法により、ウェアラブルカメラによる撮影を行っていることを外形上明らかにする措置を別途講じること

(イ) 雑踏警備現場においては、指揮官から事前に受けた指示に従い、映像の撮影並びに伝送の開始及び終了を行う。

撮影に当たっては、以下の点に留意する。

- 撮影場所は、公道、イベント会場、駅等といった公共の場所に限ること
- イベント会場内や駅構内等の第三者の管理権限が及ぶ空間において撮影する場合には、事前に管理者の承諾を得ること
- 雑踏の概観や流れを撮影することを重視し、不必要に参集者の容ぼうを撮影しないこと

イ 映像の受信及び現場指揮

指揮官は、動態管理装置又はデータ端末B（以下「映像受信機器」という。）を用いて映像を受信し、適切な現場指揮を行う。

映像の受信に当たっては、以下の点に留意する。

- 別に定めがある場合を除き、運用管理者が指定した者以外は、映像受信機器を操作してはならないこと
- 映像受信機器を操作する者は、雑踏警備に際して適切な指揮を行うこと以外の目的で映像受信機器を操作してはならないこと

(3) 返却

ア 雑踏警備終了後、撮影者は本部運用管理者に対し、速やかにウェアラブルカメラ等を返却する。

なお、撮影者が警察署に所属している場合には、警察署運用管理者を経由して返却する。

イ 本部運用管理者は、機動通信課に対し、撮影者から返却を受けたウェアラブルカメラ等を速やかに返却する。

6 安全の確保

(1) 運用管理者は、モデル事業実施における安全を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(2) 情報セキュリティ対策

本事業に係る情報セキュリティについては、警察庁における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）等、警察情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、●●【各都道府県警察における関係規程名を記載】の定めによる。

(3) 管理対象情報の分類

モデル事業に係る「警察における情報セキュリティに関する対策基準」（令和5年9月28日付け警察庁丙技企発第61号ほか）第1の2(1)に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
ウェアラブルカメラ	2（中）	2（高）	2（高）

7 撮影した映像データの取扱い

(1) 撮影した映像データの利用目的

ウェアラブルカメラで撮影した映像データは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に基づく場合を除き、雑踏警備に際して適切な指揮を行うために当該雑踏警備に従事する者が視聴すること以外の目的で利用してはならない。

(2) ウェアラブルカメラで撮影した映像データは、撮影日から1週間後に自動で消去されるものとする。

(3) 撮影した映像データの保存及び提供

ア 映像データの保存

(ア) ウェアラブルカメラで撮影した映像データは、原則として外部記録媒体に保存してはならない。

(イ) ただし、撮影した映像データに違法行為が映っており、当該映像データを犯罪の立証上利用する必要がある場合に限り、警察本部の他の所属長は、本部運用管理者に対し、当該映像データの保存を依頼することができる。

(ウ) 当該依頼があった場合には、本部運用担当者は、本部運用管理者の命を受けて当該映像データを外部記録媒体に保存することができる。ただし、保存する映像データは、必要な部分に限ることとする。

(エ) 本部運用管理者は、(ウ)に基づき映像データを外部記録媒体に保存した後に、当該映像データを犯罪の立証上利用する必要がなくなったためイに基づく提供を行わない場合には、速やかに当該外部記録媒体を廃棄し、又は映像データを削除しなければならない。

イ 映像データの提供

(ア) ア(イ)に基づき映像データの保存を依頼した警察本部の他の所属長（以下「映像データ活用所属の長」という。）は、本部運用管理者に対し、ア(ウ)に基づき映像データが保存された外部記録媒体（以下「映像データ保存外部記録媒体」という。）について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書を発出することにより、その提供を依頼することができる。

(イ) 当該依頼があった場合には、本部運用管理者は、映像データ保存外部記録媒体を映像データ活用所属の長に提供することができる。

ウ 映像データの保存及び提供に係る記録

本部運用管理者は、イに基づき映像データの保存及び提供を行った場合には、別記様式 1 に必要事項を記入するとともに、捜査関係事項照会書の写しを保管する。

エ 映像データの管理

映像データ活用所属の長は、提供された映像データ保存外部記録媒体については、●●【証拠物件取扱保管要領等、各都道府県警察における関係規程名を記載】等に基づき適切に管理しなければならない。

(4) 開示請求への対応

個人情報の保護に関する法律第76条又は都道府県の情報公開条例の規定に基づき、ウェアラブルカメラで撮影された映像データの開示請求がなされた場合は、各法令の規定に基づき対応する。

(5) 関係法令の遵守

ウェアラブルカメラで撮影された映像データは、個人情報の保護に関する法律、都道府県の情報公開条例等及び警察情報セキュリティポリシー、都道府県の文書管理規程その他関係規程に基づき適切に取り扱うものとする。

8 報告

(1) 警察庁への報告

ア ウェアラブルカメラの活用結果の報告

本部運用管理者は、モデル事業を実施した雑踏警備の実施日から 2 週間以内に、別記様式 2 により、ウェアラブルカメラの活用結果を警察庁に報告する。

イ 7 に基づく映像データの保存・提供件数の報告

本部運用管理者は、半年ごとに、7 に基づく映像データの保存・提供件数について、別記様式 3 により、警察庁に報告する。

(2) 警察本部長及び都道府県公安委員会への報告

ア 警察本部長への報告

総括運用管理者は、ウェアラブルカメラの活用状況及び映像データの保存・提供件数について、四半期ごとに、警視総監又は道府県警察本部長に報告する。

イ 都道府県公安委員会への報告

総括運用管理者は、ウェアラブルカメラの活用状況及び映像データの保存・提供件数について、半年ごとに、都道府県公安委員会に報告するとともに、都道府県警察のウェブサイトにおいて公表するものとする。

映像データの保存及び提供状況管理簿

保存関係		
保 存 依 頼 日	年 月 日	
保 存 依 頼 者	課 階級 氏名 連絡先	
保 存 目 的		
保存するデータ内容	年 月 日 時	年 月 日 午前・後 時 分 ころから 年 月 日 午前・後 時 分 ころまで
	雑踏警備名	
保 存 実 施 日	年 月 日	
保 存 者	課 階級 氏名 連絡先	
提供関係		
提 供 依 頼 者	課 階級 氏名 連絡先	
提 供 日	年 月 日	
提 供 者	課 階級 氏名 連絡先	

注 本様式に必要事項を記入するとともに、捜査関係事項照会書の写しを保管すること。

雑踏警備におけるウェアラブルカメラ活用結果報告書

都道府県警察及び運用管理者： _____ 県警察 部 課 _____

ウェアラブルカメラを活用した雑踏警備（イベント名）： _____

1. 事前の指導・指示について

モデル事業の結果を振り返り、運用管理者や指揮官が事前に指導・指示しておくべきだったと反省する事項（あれば具体的に記載）

--

2. 撮影場所等の選定について

(1) 撮影者の配置場所の選定理由と、活用結果を振り返っての反省点（あれば具体的に記載）

--

(2) 撮影した映像の確認場所の選定理由と、活用結果を振り返っての反省点（あれば具体的に記載）

--

3. 撮影時の状況について

(1) 撮影時における映像の伝送及び通信の状況（画質、トラブルの有無等）

--

(2) 映像の確認方法と、警備指揮において映像が有効に活用された点

--

(3) PIIIデータ端末等のバッテリーの消耗状況（撮影時間、撮影の方法、予備のバッテリーの使用有無等を記載）

--

(4) ウェアラブルカメラの使用感（使用機種を明記の上、装着中の行動に生じた支障や制約を記載）

--

(5) トラブル等の突発事案発生時におけるウェアラブルカメラの運用状況（なければ記載不要）

--

4. ウェアラブルカメラ活用に対する反響について

(1) 事前の広報に対する住民からの反応（ウェブサイトの閲覧数、SNS等での反応等を把握していれば記載）

--

(2) ウェアラブルカメラによる撮影に対する反応の有無（反応があった場合には、その内容）

--

5. 雑踏警備におけるウェアラブルカメラの有用性に関する総合的な評価

--

6. その他（特筆すべき事項があれば記載）

--

映像データの保存・提供件数等報告書

都道府県警察及び本部運用管理者： 県警察 部 課

報告期間： 令和 年 月～令和 年 月

報告期間中における、モデル規定 7 に基づく映像データの保存・提供件数は
下記のとおりである。

1 保存件数

_____ 件

2 提供件数

_____ 件